3　申請書の受付期間　平成22年８月20日（金）から平成22年８月26日（木）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成22年８月30日（月）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十二年六月二十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年八月二日

国土交通大臣　前原　誠司

兵庫県佐用郡佐用町（大字漆野の一部①）の地籍図及び地籍簿

兵庫県佐用郡佐用町（大字漆野の一部②）の地籍図及び地籍簿

兵庫県佐用郡佐用町（大字宗行の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県養父市（大字八鹿町岩崎の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県養父市（大字大屋町大杉の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県豊岡市（大字日高町浅倉の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県豊岡市（大字上佐野の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県豊岡市（大字日高町浅倉・日高町岩中の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字生野町黒川の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字生野町栃原の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字山東町柴の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字山東町溝黒・山東町森・山東町与布土の各一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字山東町与布土、山内、納座、川上の各一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字岩津の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字佐嚢の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字和田山町宮、和田山町久田和、和田山町東和田の各一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字和田山町寺内の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字和田山町藤和の一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字和田山町中、和田山町東和田の各一部）の地籍図及び地籍簿

兵庫県朝来市（大字和田山町林垣の一部）の地籍図及び地籍簿

公　告

諸　事　項

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年８月２日　　九州経済産業局長　滝本　　徹

名　　称	ファミリーカード株式会社
本店の所在地	熊本県熊本市山崎町44番地
登録番号	九州（包）第４号
営業廃止年月日	平成22年６月30日

名　　称	しんわディーシーカード株式会社
本店の所在地	長崎県佐世保市栄町４番１号
登録番号	九州（包）第８号
営業廃止年月日	平成22年６月30日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年８月２日

北海道開発局長　関　　克己

1　処分をした年月日　平成22年７月14日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北成建設株式会社　工藤　清隆　北海道石狩郡当別町園生54番地　国土交通大臣許可（般・特―19）第11357号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年７月７日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第７０８４９号

東京都千代田区有楽町１丁目１番２号

申立人　株式会社三井住友銀行

本籍東京都文京区後楽２丁目１番地、最後の住所東京都文京区水道１丁目６番10号　サンプロビル、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日平成21年10月26日、出生の場所福岡県八幡市大字槻田820番地、出生年月日昭和21年２月27日、職業会社役員

被相続人　亡　稲生　正光

事務所東京都千代田区麹町４―３―29パシフィックシティ麹町５階新生綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

東京家庭裁判所